

# 7月、8月 五條市休日救急診療（在宅当番医制）医師当番表

<b>7月1日（日）</b> 野原西2丁目1-26 大川橋診療所 ☎22・2447	<b>8日（日）</b> 須恵2丁目1-25 山田医院 ☎22・2039	<b>15日（日）</b> 今井2丁目212-1 山本小児科 ☎25・2555	<b>16日（月）</b> 中之町1617-1 田畑医院 ☎25・1211
<b>22日（日）</b> 釜窪町126-1 前防医院 ☎22・2072	<b>29日（日）</b> 新町2丁目3-8 楨野医院 ☎22・2004		
<b>8月5日（日）</b> 今井4丁目1-16 ひらい内科クリニック ☎25・5525	<b>12日（日）</b> 二見4丁目2-4 寒川医院 ☎22・2120	<b>19日（日）</b> 本町1丁目7-23 後藤医院 ☎22・2695	<b>26日（日）</b> 五條1丁目7-5 辻田クリニック ☎25・4145

▽午前9時から午後4時まで  
▽保険証を持参してください  
▽診療は急病患者の応急処置に限ります  
★**応急を要する**  
軽易な内科と小児科の診療  
五條市応急診療所  
☎24・0099  
(本町3丁目1-13)  
▽診療日時 土・日・祝日  
午後6時～午前0時  
受付：午後11時30分まで

■問合先 保健福祉センター  
成人保健係 本庁(内線290)

■内容  
200ml、400ml  
※血液の安全性を高めるため、200ml献血希望者にも400mlや次回の献血をお願いする場合があります。

■対象者  
200ml献血  
▽満16歳、男性45kg以上、女性40kg以上の人

■実施日 7月20日（金）

■時間・場所

▽午前10時～11時30分

カルム五條

▽午後1時～4時 県立五條病院

■実施日 8月2日（木）

■時間・場所

▽午前10時～正午 市民会館

▽午後1時～4時 市民会館



■問合先  
保健福祉センター  
本庁(内線290)

血液不足が深刻です  
献血にご協力ください

▽400ml献血  
男性17歳～69歳、女性18歳～69歳、男女とも体重50kg以上の人  
※65歳以上の人は、60歳から64歳に献血経験のある人に限ります  
※欧州渡航歴のある場合は、滞在期間により、献血を遠慮していただく場合があります。  
■その他 本人確認のため、保険証・運転免許証などを持参してください。

## 五條病院からのお知らせ

■問合先 県立五條病院感染対策室 ☎22・1112 (代)

安全・安心の手術体制

### 中央手術室を紹介します

中央手術室では現在、外科・整形外科・泌尿器科・眼科の手術を行っており、年間の手術件数は平均500件です。

近年、外科手術では腹腔鏡を使用した手術が増えてきています。腹腔鏡手術は、傷が小さい、術後の痛みが軽い、回復が早い、入院期間が短いという利点があります。当院では腹腔鏡手術に積極的に取り組んでおり、昨年度は外科手術の約4割がその対象となりました。このような手術には医師の高度な技術と手術室看護師の高い知識と技術が必要です。

また、最新の腹腔鏡手術器機も導入され、7月1日から常勤の麻酔科医も配置されました。手術室スタッフは、より安全に、安心して手術を受けて頂けるよう、日々新しい知識と専門技術の習得に努力しています。



## 市内の7施設

# 公共施設等の 指定管理者を 募集します

### 「指定管理者制度」とは

平成15年の地方自治法の一部改正により「指定管理者制度」が導入されました。この制度は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入することによって、市民サービスの向上や施設管理の効率化による経費の削減を図ることを目的としています。

本市では、「公の施設の新管理方針」に基づき、平成24年4月現在、22か所の公の施設において指定管理者制度を導入しています。

※募集要項、申請書類等各施設の担当課にお問い合わせください。

### 募集施設

- ▽五條市市民会館
- ▽五條市賀名生の里歴史民俗資料館
- ▽五條市立西吉野コミュニティセンター
- ▽五條市立中央公民館
- ▽五條市立老人憩の家
- ▽阿田峯公園
- ▽五條市立図書館

### 指定の期間

平成25年4月1日～  
平成28年3月31日  
(3年間)

### 指定管理者の要件

指定管理者は、「法人その他の団体」であれば指定管理者となることができます。なお、法人格は必ずしも必要ではありません。ただし、個人は応募できません。  
また、公の施設の指定管理者は、できる限り一つの団体で重複しないようにするとともに、募集する施設が既に指定管理者となっている他の施設と同種である場合は、原則当該団体には応募資格がないものとします。(詳細は、担当課にお問い合わせください。)

### 指定管理者の選定

指定を受けようとする団体等は、申請書、事業計画書、収支予算書などを本市に提出します。その内容を「五條市指定管理者選定委員会」で審査し、最も適切に施設を管理できると認める団体等を候補者として選定します。この後、議会の議決を経て、市と指定管理者との間で「協定書」を締結します。

### 施設の管理運営

施設の利用の申請等は指定管理者に対して行いますが、その他の利用については従来と大きく変わることはありません。この制度により市民サービスの向上とコストの削減が図られ、それによって生み出された貴重な財源は、今後のまちづくりに活用していきます。

# 指定管理者を募集する施設および問合せ先

## 五條市市民会館



- ▽事業内容：貸館業務および自主事業ほか
- ▽本町3丁目1番13号
- ▽鉄筋コンクリート造3階建
- ▽敷地面積 1,826㎡
- 延床面積 1,694㎡
- 財政課
- 本庁（内線247）

## 五條市賀名生の里 歴史民俗資料館



- ▽事業内容：資料の収集、保管、閲覧、貸出し等に関する業務ほか
- ▽西吉野町賀名生5番地
- ▽木造平屋建て
- ▽敷地面積 2,217㎡
- 建築面積 285㎡他
- 文化財課
- ☎24・2011

## 五條市立西吉野 コミュニティセンター



- ▽事業内容：利用の許可に関する業務ほか
- ▽西吉野町八ッ川451番地
- ▽鉄筋コンクリート
- /一部SRC造3階建
- ▽延床面積 1604㎡
- 地域振興課（西吉野支所）

## 五條市立 中央公民館



- ▽事業内容：各種事業の実施に関する業務ほか
- ▽本町3丁目1番13号
- ▽鉄筋コンクリート3階建
- ▽敷地面積 1,036㎡
- 延床面積 1,697㎡
- 生涯学習課
- 本庁（内線824）

## 五條市立 老人憩の家



- ▽事業内容：施設利用の受付、貸館業務など
- ▽霊安寺町2205番地
- ▽鉄筋コンクリート一部2階建
- ▽敷地面積 3,874㎡
- 延面積 878㎡
- 介護福祉課
- 本庁（内線381）

## 阿田峯公園



- ▽事業内容：施設使用許可申請受付・許可、使用料徴収など
- ▽三在町1,680番地
- ▽体育館 2,000㎡
- テニスコート 3面
- グラウンド 14,000㎡他
- 都市計画課
- 本庁（内線402）

## 五條市立図書館



- ▽事業内容：図書館資料の利用に関する事など
- ▽本町1丁目1番5号
- ▽鉄筋・鉄骨コンクリート3階建
- ▽敷地面積 486㎡
- 延床面積 761㎡
- 生涯学習課
- 本庁（内線824）

福祉医療助成制度の  
医療費受給資格証

# 更新手続きを 行ってください

## 更新手続きの対象者

該当する皆さんには申請書類を郵送します。内容を  
確認して、更新手続きを行ってください。  
7月中に申請した人のうち、該当者に医療費受給  
資格証を発行します。(重度心身障害老人等医療制  
度は資格証は発行されません。)

※更新手続きをしないと、8月1日から制度の適用を受けられません。  
住所・氏名・加入医療保険等の変更があれば必ず届け出てください。

## 受給対象者で、まだ制度を 利用していない人は申請してください

- ▽申請に基づいて助成されます。
- ▽新たに申請する場合は、健康保険証、印鑑、申請者の振込口座のわかるものが必要です。
- ▽転入した人は前住所地での課税証明書が必要。
- ▽ひとり親家庭等医療の申請時は戸籍謄本が必要。
- ※心身障害者・重度心身障害老人等医療は身体障害者手帳、療育手帳が必要。

現在の医療費受給資格証は7月  
31日で有効期間が満了します。次  
のとおり更新手続きが必要です。  
申請書類が郵送された人は手  
続きしてください。  
8月1日以降の受給資格は平成  
23年中の所得で判定しますので、

申告がまだの人は所得の申告をし  
てください。各福祉医療制度の助  
成を受けることができるのは、市  
内に住所があり健康保険に加入し  
ている人で、次の要件に該当する  
人です。

## 福祉医療制度の対象者

※乳幼児医療以外は所得制限があります

制度名	受給対象者
乳幼児医療	0歳から6歳までの児童(6歳になってから最初の3月31日までの児童を含みます)
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人
ひとり親家庭等医療	① 配偶者のいない父または母に扶養されている18歳までの児童(18歳になってから最初の3月31日までの児童を含みます) ② 上記①の児童を扶養している配偶者のいない父または母 ③ 父母ともにいない児童 ④ 上記③の児童を養育している配偶者のいない祖父、祖母、兄または姉等
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人のうち、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人

- 問合先
- ▽保険課福祉医療係  
本庁(内線344、393)
- ▽西吉野支所
- ▽大塔支所

乳幼児医療費助成制度の  
所得制限がなくなりました

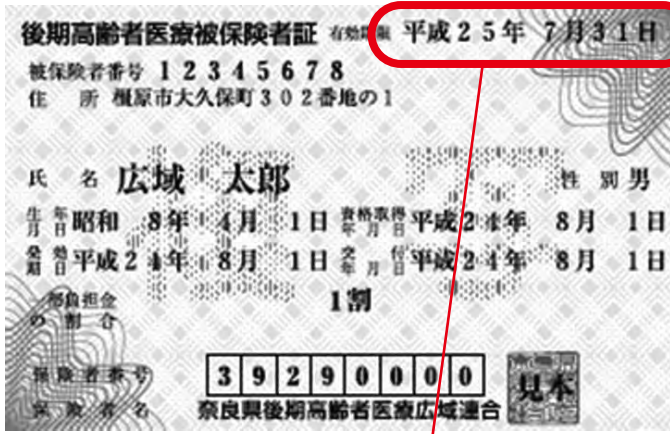
「乳幼児医療費助成制度」は

0歳から小学校就学前までの児童の医療費を助成する制度です。8月1日から所得制限が撤廃され、これまで助成を受けられなかった人も受給できるようになります。保険課福祉医療係に申請してください。

- 申請に必要なもの
- ① 乳幼児の健康保険証
- ② 養育者の振込み口座のわかるもの
- ③ 印鑑(認め印)等

※扶養義務者(養育者)の前年中の所得確認が必要です。毎年必ず所得の申告をしてください。所得が確認できるまで医療費助成を停止することがあります。





平成24年8月1日から使用する新しい保険証（被保険者証）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。新しい保険証は次のように、右上にある有効期限が「平成25年7月31日」となっています。

## 後期高齢者医療保険

## 保険証、保険料

## 決定通知が郵送されます

■ 問合先  
 保険課福祉医療係  
 本庁（393、373）

## ▽後期高齢者医療制度の保険証が更新されます

## ▽保険料決定通知

を郵送します

平成24年度の保険料決定通知を7月中旬に郵送します。普通徴収で保険料を納付する場合や年金天引きがすぐに開始できない場合は、納付書を同封しますので、最寄りの金融機関または市役所・支所で納付してください。

※保険料は平成23年中の所得に基づいて決定されます。

## ▽「限度額適用・

## 標準負担額減額認定証」

申請について

市民税非課税世帯の人は、外来診療や入院時の入院費用・食事を減額できる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。詳しくは問い合わせてください。

■ 申請に必要なもの

① 保険証 ② 印鑑

※平成24年1月1日時点で五條市に住民登録のない人は非課税証明書が必要です。

私たちの健康を守る

## 国民健康保険

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人や後期高齢者医療制度加者などの人以外はすべての人が加入することになっており、病気やケガをしたときにかかる医療費をまかなっています。国保税は、私たちの健康を守る大切な財源です。納期内に必ず納めてください。

医療分（最高限度額50万円）

▽均等割 23000円×加入人数

▽平等割 一律18800円

▽所得割（加入各人の前年所得から基礎控除33万円を引いた額）×6.8%

▽資産割（加入各人の固定資産税額）×16.4%

後期高齢者支援金分（最高限度額13万円）

▽均等割 6200円×加入人数

▽平等割 一律5200円

▽所得割（加入各人の前年所得から基礎控除33万円を引いた額）×1.8%

▽資産割（加入各人の固定資産税額）×4.3%

介護分（最高限度額10万円）

▽均等割 7600円×加入人数

▽平等割 一律4200円

▽所得割（加入各人の前年所得から基礎控除33万円を引いた額）×1.5%

▽資産割（加入各人の固定資産税額）×3.3%

7月から受付

# 国民年金の免除申請は 早めに行いましょう

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納められない場合は、申請により保険料の納付が免除される制度があります。(平成24年度の保険料額は14980円)

## ■免除申請

7月2日(月)から受付します。年金手帳と印鑑を持参してください。

※前年の所得を審査します。結果は後日、日本年金機構から郵送でお知らせします。

## ■承認期間

7月から翌年の6月まで

## ■注意事項

▼3/4納付、半額納付、1/4納付の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その期間は保険料未納期間となりますので注意してください。

▼前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申し出をした人は申請は不要です。

(所得申告は必要)ただし、

失業又は震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予又は一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。

▼免除を受けていた期間は10年以内であれば後から保険料を納付(追納)できます。追納する場合は納付書の再発行が必要ですので、次の窓口にお問い合わせください。

## ■申込・問合せ先

▽市民課年金係  
本庁(内線300、268)

▽大和高田年金事務所  
☎0745・22・3531

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

経済的な理由で

高等学校・高等専門学校等に

進学が困難な皆さんを支援します

五條市では、子どもたちに教育の機会を均等に与えるため、勉学の意欲があっても経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への進学が困難な皆さんに対し、進学奨励支度金を給付しています。詳細は次のとおりです。

## ■対象者は次の要件

すべてに該当する人です。

- ▽奈良県高等学校等奨学金、五條市育英会奨学金、生活福祉資金(修学資金)、または、母子・寡婦福祉資金(修学資金)のいずれかの貸与を申請し、平成24年4月からの交付決定通知を受けている人
- ▽市内に居住し、平成24年3月に市内の中学校を卒業して、高等学校(定時制・通信制を含む)・高等専門学校に入学した人
- ▽すでに、この支度金の給付を受けていない人

- 申請書類の提出期限 8月10日(金)まで
- 申請書配布・問合せ先  
学校教育課(下之町21番地)  
本庁(内線817)

日本赤十字社

からのおねがい



赤十字社資の

募集にご協力ください

日本赤十字社では、災害被災地での医療救護活動などの赤十字活動を支える寄付金、「赤十字社資」を募集しています。五條市では自治会を通じてご協力をお願いしています。活動に賛同していただける場合は自治会または下記の窓口にお問い合わせください。

- 問合せ先  
▽日本赤十字社奈良県支部  
五條市地区事務局(社会福祉課福祉係内)  
本庁(内線275)
- ▽西吉野支所
- ▽大塔支所

# 幼児2人同乗用自転車 購入費の一部を補助します

五條市では、子育て家庭の経済的負担の軽減と、同乗する幼児の安全確保のため「幼児2人同乗用自転車」の購入費の一部を補助します。

## 補助の対象者

- ▽五條市に住所があり居住している、6歳未満の幼児を2人以上養育している人
- ▽市税を滞納していない世帯に属する人

※補助金の交付は1世帯につき1回限りです。

## 補助の対象となる自転車

「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、BAA（社団法人自転車協会認証）マークおよび幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されている、申請日の前6箇月以内に購入した自転車が対象です。

※中古品や転売品は対象外です。

## 補助金の額 購入費の2分の1

（限度額20000円、100円未満の端数は切り捨て）



←「BAAマーク」

←「幼児2人同乗基準適合車」マーク

## 補助金交付申請に必要なもの

- ▽同時に購入した幼児用座席購入費も含まれます
- ▽領収書の原本（申請者の氏名および購入品目の名称が明記されているもの）
- ▽製造メーカーの保証書のコピー

## 申請・問合せ先

児童福祉課児童福祉係  
本庁（内線366）

（世界平和と核兵器廃絶を祈願）

市内13か寺から

## 「平和の鐘」

が鳴らされます

昭和20年8月6日、9日——

今から67年前のその日、広島、長崎に投下された原爆は一瞬にして多くの命を奪い、傷つけ、二つの都市を破壊しました。

世界で唯一の被爆国として、私たちは、「核兵器の廃絶」と「戦争放棄」について声を大にして叫び、世界平和の先導者として活動しなければなりません。広島に原爆が投下された8月6日（月）午前8時15分、長崎に原爆が投下された8月9日（木）午前11時2分、そして、五條市が空襲を受けた8月8日（水）午前8時30分から1分間、原爆死没者の冥福と世界恒久平和を祈願して、「平和の鐘」が市内の13か寺から鳴り響きます。

市民の皆さんもこの趣旨を理解していただき、当日は1分間の黙とうをお願いいたします。

## 問合せ先

ふるさと創造課 本庁（内線306）

## 7月は、社会を明るくする運動強調月間

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。期間中は、広報車による市内巡回啓発、街頭啓発、「愛の善意」募金運動等の活動を行っています。

■問合せ先 社会福祉課 本庁（内線275）

## 保護司による電話相談

更生保護「ひまわりテレフォン相談」

## ■相談先

☎0742・20・6000

月曜日～土曜日（祝祭日を除く）午後1時～4時

犯罪や非行にいたった人の悩みや社会復帰を支援し、家族を援助するための電話相談を行います。一人で悩まないで電話してください。

許可無く立ち入ることは  
軽犯罪法違反です

一の木ダム敷地内で

バス釣り等はできません



休日になれば一の木ダム周辺でバス釣り等をして  
いる人が多く見受けられます。

しかし、ダム周辺は非常に危険ですので、立ち入  
り禁止場所となっています。

許可無く立ち入った場合は、  
**軽犯罪法第1条第32号違反**  
に抵触します。

警察による指導取締り（軽犯罪法違反検挙）  
を強化しています。許可無くダム敷地内に立  
ち入らないでください。

五條警察署 ☎23・0110



## 振り込め詐欺

## 多発警報発令中

奈良県下では、現在振り込め詐欺が多発していま  
す。くれぐれも不審な電話に注意してください。

奈良  
県内で

振り込め詐欺

1月5日～11日（土日  
含む）

▽発生件数 **28件**

▽被害総額 **1億1668万円**

【多発している手口】

息子の名前を

騙ってのオレオレ詐欺

県内の高校の卒業  
名簿を悪用。息子を  
名乗る男が女性を妊  
娠させたこと等を理  
由に、別の男の指示  
に従って振り込むよ  
う求めるもの。

市町村職員を

騙っての還付金等詐欺

市町村の職員になりすま  
し、医療費の還付金など  
いう詐欺。キャッシュカ  
ードを持って、ATMへ行くよ  
う指示。携帯電話を利用し  
てATMを操作させ、現金  
を振り込ませるもの。

手口	件数	被害金額
オレオレ詐欺	15件	6,706万円
還付金等詐欺	7件	504万円
架空請求詐欺	4件	4,315万円
融資保証金詐欺	2件	143万円

少しでも「おかしい」と感じたら、

110番または五條警察署（☎23・0110）に通報してください。





# 市民の生命・財産を守るため 日々訓練に励んでいます



五條市消防本部では、太田市長らを招き、5月29日に救助披露会を開催しました。これは、救助技術を競う奈良県大会に出場する選手の技術を披露するものです。

選抜された隊員は、ロープの渡過や高所への引き上げなど、様々な救助活動を迅速に実施し、日頃訓練を重ねた正確な技術を披露しました。

## 危険物取扱者 試験受験案内

次のおり試験が実施されます。

(持参による受付は平日のみ)

### ■日程

8月19日(日)

※願書は五條市消防本部にあります。

### ■場所

天理大学  
(天理市杣之内町1)

### ■問合先

(財)消防試験研究センター 奈良県支部

### ■願書受付期間

7月4日(水) ~ 11日(水)

☎0742・27・5119

IP電話から  
119番が  
つながら  
ないとき

携帯電話や  
公衆電話を  
利用しましょう

IP固定電話サービス(インターネットを利用した)で通信システム障害が発生すると、119番への電話が繋がらない場合があります。もしIP固定電話から119番へ繋がらないことがあれば、携帯電話、公衆電話等の別回線を利用して再度電話をかけるか、可能であれば近くの人に応援を求める方法も考慮してください。

■問合先 消防本部 ☎22・3310

## 行政への意見や相談を受け付けています

## ご存知ですか？行政相談委員

行政相談とは国の行政全般についての意見や要望を受け付け、公正・中立の立場から必要なあつせんを行い、その解決や国民の声を行政制度の改善に役立てようとするものです。

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手です。毎日の暮らしの

中で、行政に対して感じている意見や相談などがありましたら、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

本市の行政相談委員として下村房夫さん、津田礼子さん、安満忠英さんの3人が総務大臣から委嘱を受けています。

### ▽定例相談日

	五條地区	西吉野地区
相談日	毎週水曜日	8月8日(水) 10月17日(水) 12月19日(水) 2月20日(水)
相談時間	午後1時~4時	午前10時~正午
相談会場	市立福祉センター	西吉野支所
相談相手	下村房夫 津田礼子	安満忠英
問合先	☎24・2200	☎33・0301 ※相談日以外は ☎34・0059

■問合先 ふるさと創造課 本庁(内線236)



## Aloha and A Hui Hou

“Aloha” is an affectionate Hawaiian greeting used to say hello and goodbye and “a hui hou” means, “until we meet again.” This will be my last article for the Gojo Newsletter. I can’t believe it’s been three years since I arrived. Time really flew by quickly. I still remember my first thoughts when I entered my apartment: Japan is so humid. But I was very excited to start my new life here. My apartment was spacious and clean (although it got messy soon after) and my neighborhood was peaceful. I was also relieved about every one of my schools. The principals, teachers, and staff were very friendly and kind, and most of the students were pleasant. My fondest memories of Gojo and Japan will always be in my heart. I enjoyed the fireworks festival at the river and riding my bike through Shinmachi Street. My numerous trips to Namba, Kobe, Tokyo, and Hiroshima were some of the best experiences I’ve had yet. I loved spending time with my students, especially playing basketball, watching other clubs practice, and talking and joking around with them. I also loved talking to the teachers about almost anything, like convincing them to visit Hawaii, or talking about food or places to visit in Japan. I also made lots of new friends while in Japan. I met people from all over the mainland, as well as New Zealand, England, Scotland, Singapore, and South Africa to name a few. I will also never forget the wonderful people I met while teaching at the Gojo Community Center every Wednesday. I had a great time telling them about Hawaii and listening to their interesting stories. I want to express my deepest gratitude and appreciation to the city of Gojo, the principals, teachers, and staff at the Gojo Board of Education, Gojo JHS, Gojo Nishi JHS, Gojo Higashi JHS, and Nohara JHS for all of their support, and the students at all of my schools. I hope you stay motivated and continue your English studies, and consider studying abroad in another country. Thank you to my class at the community center, I hope you continue to enjoy and improve your English. Whether it be in Japan or in Hawaii, I hope to meet you all again. Until then, aloha and a hui hou!

## 「さようなら また会う日まで」

「アロハ(aloha)」は、「こんにちは」と「さようなら」を意味する愛情のこもったハワイの挨拶です。「ア フイ ホウ(a hui hou)」は「また会う日まで」という意味です。この記事が私の最後のご挨拶となります。私が日本に来てから、もう3年が過ぎたとは信じられません。時間がたつのは本当に早いものです。初めてアパートに着いたときに感じたことを、今でも覚えています。私は、日本はとても蒸し暑いところだと思いました。けれど、ここで始まる新しい生活に、とてもわくわくしていました。私のアパートは、広々として清潔でした。(すぐに散らかしてしまいましたが・・・)それに、近所の人々は穏やかでした。また、各学校の皆さんのおかげで気持ちも楽になりました。校長先生方や先生方、職員の方々はとてもやさしく親切にしてくださいましたし、生徒の皆さんも楽しく接してくれました。

五條と日本での思い出はいつまでも心に残るでしょう。川辺で開かれた花火大会や新町通りを自転車で通ったことは、楽しい思い出です。難波や神戸、東京や広島など、色んな所を訪れたことは、今までで一番のよい経験です。生徒達と過ごす時間も大好きでした。特に、一緒にバスケットボールをしたり、クラブの練習を見せてもらったり、彼らとおしゃべりをしたり冗談を言い合ったりしたことです。また、私は先生方にいろんなことを話すのも大好きでした。その話というのは、彼らにハワイに来るように勧めることや、日本で訪れた場所や食べ物のことなどです。日本にいる間に新しい友人もたくさんできました。また、アメリカ本土やニュージーランド、イギリス、スコットランド、シンガポール、そして少数ですが南アフリカから来た人たちにも出会いました。それから、毎週水曜日に受け持たせていただいた中央公民館の英会話講座で出会ったすばらしい方々のことを、私は忘れないでしょう。授業では、ハワイのことを話したり、皆さんのおもしろい話を聞いたりと素晴らしい時間を過ごしました。

五條市、そして、教育委員会の皆さん、五條中学校、五條西中学校、五條東中学校、野原中学校の校長先生方や先生方には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。また、生徒の皆さんもありがとう。これからも英語の勉強に意欲を持って取り組んでくれることを期待しています。そして、いつか外国で勉強することも考えてみてください。中央公民館の生徒の皆さん、この先も楽しみながら英会話の力を伸ばしてってください。

日本であれハワイであれ、皆さんにまたお会いできることを楽しみにしています。それまで、”aloha and a hui hou!”